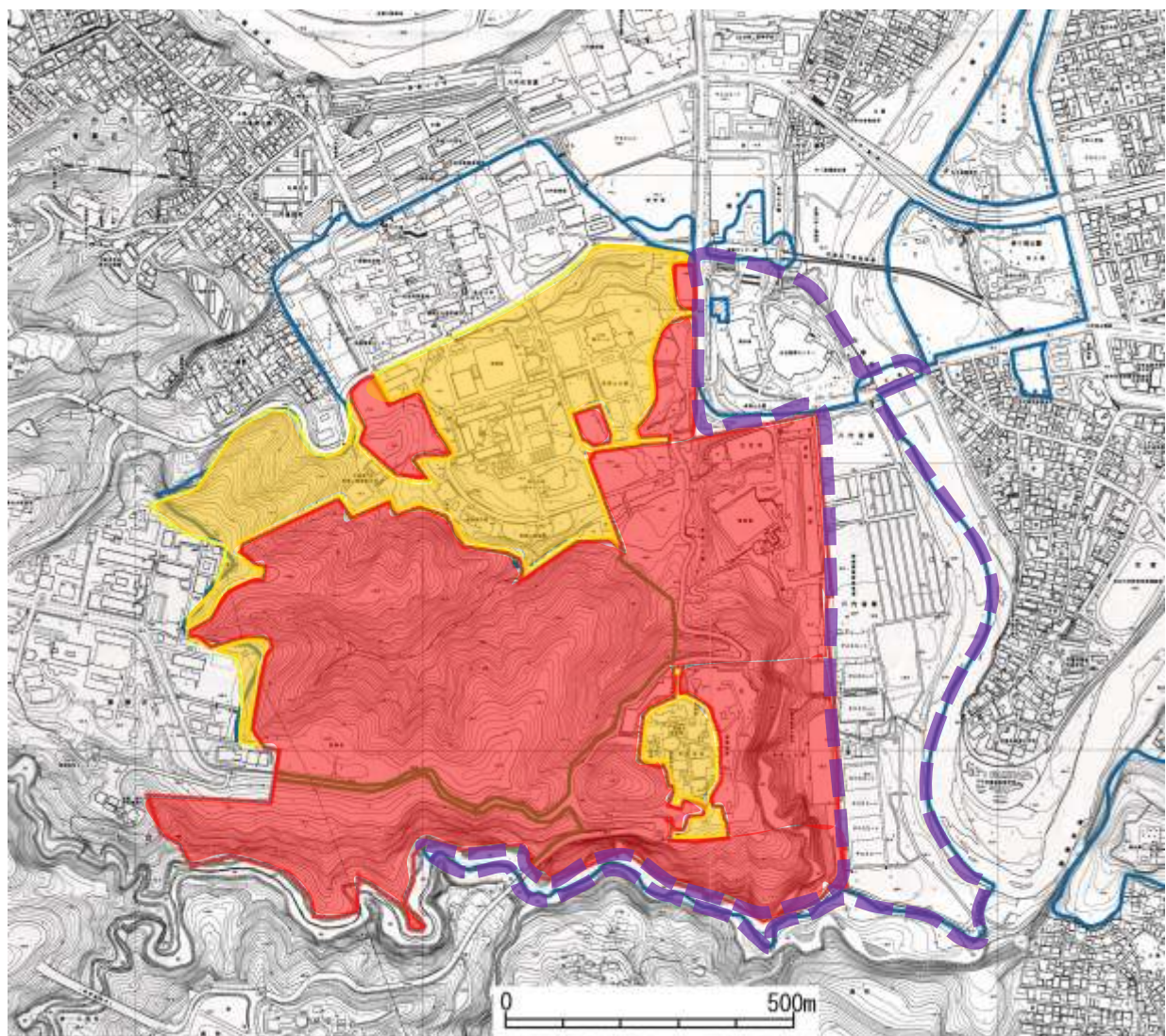


1 計画の対象範囲について

「史跡仙台城跡保存活用計画」の対象とする範囲は、原則として史跡仙台城跡の範囲とする。なお、仙台城として認識される範囲のすべてが指定されている状況ではなく、指定範囲以外にも城を構成する遺構が存在していることから、周辺地区の保存策も講じる必要がある。また、平成 15 年の史跡指定申請時に指定を目指すとした地区も含めた将来的な追加指定について検討が必要と考えられる。そのため、本計画では、指定地外の範囲についても内容によっては必要に応じて取り扱うこととする。

具体的には、城域と考えられる範囲のうち、平成 15 年の史跡指定申請時に今後指定に努めていくこととした範囲や、それ以外で埋蔵文化財包蔵地として登録されている範囲その他がある。



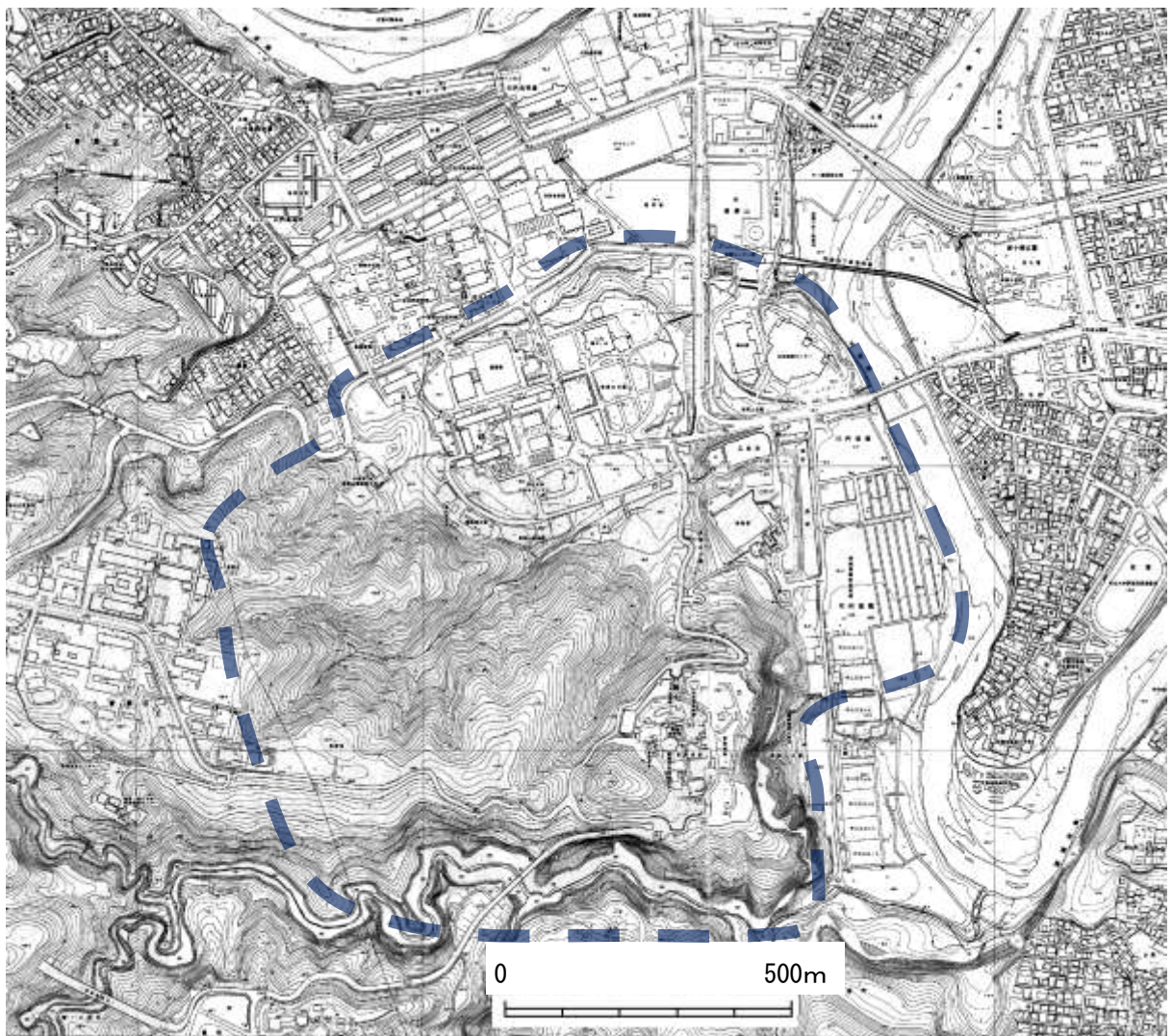
計画対象範囲

	史跡指定地		史跡周辺地区
	史跡を目指す範囲		埋蔵文化財包蔵地

(参考：仙台城跡の範囲)



「仙台城修復伺絵図」元文4年（1739） 仙台市博物館所蔵



「仙台城修復伺絵図」に描かれているおおよその範囲

2 計画期間について

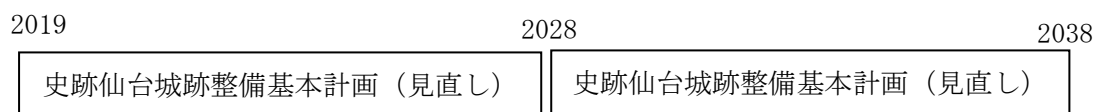
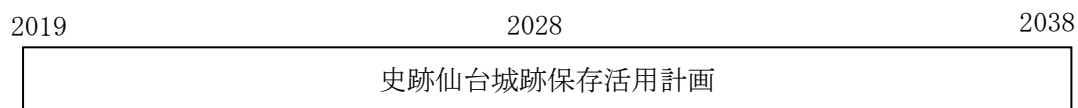
保存活用計画

- ・2019年度から2038年度までのおおむね20年間を見据えた計画とする。
- ・定期的に点検・評価を行い、史跡を取り巻く状況の変化によっては、計画期間の途中でも見直すものとする。

(参考)

整備基本計画の見直し

- ・2019年度から2028年度までの10年間の整備計画とする。
- ・事業内容はおおむね前半5年、後半5年に分け、進捗状況を点検することとする。



計画期間のイメージ